

A12 支給した学費が一定の要件を満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

(1) 技術や知識の取得費用

技術や知識の取得費用は、次の3つのいずれかの要件を満たしており、その費用が適正な金額であれば、そのスタッフの給与として課税しなくてもよいことになっています。

- ① 病医院などの仕事に直接必要な技術や知識を習得させるための費用
- ② 病医院などの仕事に直接必要な免許や資格を取得させるための研修会や講習会などの費用
- ③ 病医院などの仕事に直接必要な分野の講義を大学などで受けさせるための費用

(2) 学資金

スタッフなどに大学、高等専門学校、専修学校および各種学校の学資金を支給する場合には、原則としてそのスタッフへの給与として課税されます。ただし、スタッフ本人が通学している高校までの学資金を支給する場合で、その修学のための費用として適正なものは（事業主の家族等を除き）、そのスタッフの給与として課税しなくてもよいことになっています。